

証券コード3359
平成27年12月4日

株 主 各 位

大分県津久見市上青江4478番地8
株 式 会 社 タ イ セ イ
代表取締役社長 佐 藤 成 一

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月18日（金曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年12月19日（土曜日）午後1時30分
2. 場 所 大分県津久見市大字津久見浦3825番地－100
津久見市民会館 2階 会議室
(昨年と同じ会館ですが、部屋が異なりますので、お間違いの
ないようにお願い申し上げます。)

3. 目 的 事 項
報 告 事 項
1. 第17期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定
の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動
型株式報酬等の額決定の件
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taisei-wellnet.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(平成26年10月1日から  
平成27年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景に緩やかな回復傾向にありましたが、夏場以降の中国経済の先行き懸念による世界的株安の進行の影響を受け、さらには個人消費の回復も緩慢であり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要事業である菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業の業界においては、一時のコンビニスイーツの勢いは減速したものの依然として厳しい状況にあります。しかしながら、菓子小売店淘汰の時期は峠を越し、地域に根付いた有力店は確実にその競争力を取り戻していると考えております。また、菓子関連の個人向け消費はさらに広がりを見せ、イベントや季節に応じてそのニーズも多様化しております。

このような外部環境のもと、当社は平成27年1月に山口県の製菓・製パン用食材卸売業者周陽商事株式会社（以下、「周陽商事」という。）を連結子会社化し、通信販売では構築できないFace to Faceでのきめの細かいサービスを行いながら、それによって得られた情報やニーズを通販事業にフィードバックすることでより一層のサービス向上に努めております。また、周陽商事を子会社化したことで、これまで取引が出来なかった新たな仕入先からの仕入が可能となり、品揃えやコスト面でも有利な展開が可能となりました。

また、連結子会社株式会社TUKURUが平成26年12月にオープンした、お菓子・パン作りのためのソーシャル・キュレーション・メディア「m e l l i k e y（ミーライキー）」は、信頼性の高い情報発信と情報共有の場として多くのユーザーに利用されております。また、当社インターネット通販サイト「c o t t a（コッタ）」とも、ポイント連動することにより、お客様の多様化するニーズに対応した情報と商品提供が出来る環境が整いました。

平成27年9月には当社隣地に第4商品センターを完成させ、新商品の拡充、大量購入による仕入コストの削減、業務の効率化等、これからの物流戦略の進化に大きな広がりがありました。また、第4商品センターには本格的冷蔵・冷凍倉庫を装備しており、冷蔵・冷凍商品の更なる拡大や大量仕入も可能となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,488,856千円（前年度比11.5%増）、営業利益は140,977千円（同99.7%増）、経常利益は177,837千円（同59.5%増）、当期純利益は237,779千円（同299.9%増）となりました。

取扱商品区分別の状況は、次のとおりであります。

| 取 扱 商 品 区 分 別        | 売 上 高       |
|----------------------|-------------|
| 鮮 度 保 持 剤            | 292,609千円   |
| 菓 子 関 連 の 包 装 資 材 等  | 1,977,995千円 |
| 弁 当 関 連 の 資 材 等（容器等） | 231,255千円   |
| 菓 子 関 連 の 食 材 等      | 1,869,194千円 |
| そ の 他                | 117,800千円   |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は363,444千円（建設仮勘定への計上16,200千円およびソフトウェア仮勘定への計上2,079千円を除く）で、その主なものは、当社第4商品センターの建設284,057千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として540,000千円の調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成27年1月5日に周陽商事株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分            | 第14期<br>(平成24年9月期) | 第15期<br>(平成25年9月期) | 第16期<br>(平成26年9月期) | 第17期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | —                  | 3,699,039          | 4,026,923          | 4,488,856                       |
| 営 業 利 益 (千円)   | —                  | 162,424            | 70,585             | 140,977                         |
| 経 常 利 益 (千円)   | —                  | 200,917            | 111,500            | 177,837                         |
| 当 期 純 利 益 (千円) | —                  | 128,231            | 59,463             | 237,779                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | —                  | 42.72              | 16.41              | 65.81                           |
| 総 資 産 (千円)     | —                  | 3,218,843          | 3,203,405          | 3,871,308                       |
| 純 資 産 (千円)     | —                  | 1,608,626          | 1,645,554          | 1,862,197                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | —                  | 443.79             | 452.32             | 513.43                          |

- (注) 1. 当社では、第15期より、会社法における連結計算書類を作成しております。したがって、第14期(平成24年9月期)については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は平成25年2月19日開催の取締役会において、平成25年4月1日付で株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
4. 当社は、第16期より「株式給付信託(J-E S O P)」、第17期より「株式給付信託(B B T)」を導入しており、自己株式として計上されている株式給付信託制度における信託が保有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

## ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分            | 第14期<br>(平成24年9月期) | 第15期<br>(平成25年9月期) | 第16期<br>(平成26年9月期) | 第17期<br>(当事業年度)<br>(平成27年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 2,863,456          | 3,071,896          | 3,286,568          | 3,422,646                     |
| 営 業 利 益 (千円)   | 100,735            | 140,085            | 9,065              | 61,523                        |
| 経 常 利 益 (千円)   | 122,402            | 172,475            | 40,221             | 98,121                        |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 65,004             | 104,276            | 19,331             | 111,863                       |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 4,460.92           | 34.74              | 5.34               | 30.96                         |
| 総 資 産 (千円)     | 1,877,301          | 2,684,342          | 2,616,753          | 3,181,336                     |
| 純 資 産 (千円)     | 833,335            | 1,645,230          | 1,642,026          | 1,732,754                     |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 56,860.97          | 453.91             | 451.35             | 477.50                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は平成25年2月19日開催の取締役会において、平成25年4月1日付で株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は、第16期より「株式給付信託（J-E S O P）」、第17期より「株式給付信託（B B T）」を導入しており、自己株式として計上されている株式給付信託制度における信託が保有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容       |
|------------|-----------|----------|---------------|
| 株式会社プティパ   | 215,000千円 | 100.0%   | 食材加工販売        |
| 株式会社つく実や   | 33,485千円  | 57.3%    | 食品製造販売        |
| 株式会社TUKURU | 50,000千円  | 100.0%   | インターネットサイトの運営 |
| 周陽商事株式会社   | 10,000千円  | 100.0%   | 食材卸売販売        |

(注) 平成27年1月5日に周陽商事株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、以下のとおりであると認識しております。

##### ①販売の強化

当社グループの主事業は、菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業であります。販売方法としては、当社インターネット通販サイト「c o t t a」（以下、「コッタ」という。）にて、インターネットを介して販売する形態が主流であります。

したがって、商品ごとの需要予測に基づく適切な在庫確保、商品ラインナップの充実、他サイトおよび他店との価格競争力の確保、効果的なキャンペーンや販促活動の実施、当社通販サイトやカタログ・広告の充実等が重要な課題であると認識しております。

具体的には、毎週会議を通じて、販売分析、需要予測、競合情報の取得、その他販売拡大のための様々な施策の立案・実行を、緻密かつタイムリーに行っておりますが、今後はより緻密性を高めていく方針であります。また、売れ残り商品については、アウトレット商品としての格安販売の企画等を進め、過剰在庫の削減に努めていく方針であります。

##### ②コストの低減

当社グループの主事業である菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業においては、商品の仕入原価は勿論、宅便等の商品発送費用、ピッキング作業（在庫商品の取り出しおよび発送先ごとの梱包）に要する人件費等が、利益率に影響を与えます。

したがって、様々なコスト構造の分析、ボリュームディスカウントを含めた仕入原価や業務委託コストの低減交渉、ピッキング作業効率の向上等が重要な課題であると認識しております。

##### ③事業の多様化

当社は、従前、菓子・弁当関連の包装資材や鮮度保持剤の販売事業が主事業でありました。その後、事業の多様化および取扱商品の拡張を図る目的で、平成22年6月に子会社として株式会社プティパを新設し、平成23年4月に株式会社つく実やを子会社化いたしました。さらに、平成26年1月には、コッタの運営を専門に手がける目的で、子会社として株式会社T U K U R Uを設立し、同社においてはインターネットメディア事業にも進出することとなりました。また、平成27年1月には山口県下松市の製菓・製

パン用食材卸売業者の周陽商事株式会社を連結子会社化し、これまでの通信販売に加え、業者向け対面販売という新たな販路を可能にしました。

今後も、顧客の潜在ニーズを探り、事業の多様化および取扱商品の拡張を図る目的で、新たな子会社を擁する可能性があります。

したがって、子会社の業務管理には万全を尽くす方針であります。とりわけ、上記子会社のうち、株式会社プティパおよび株式会社つく実やについては、食材および食品を加工・製造しており、食品衛生法等のコンプライアンスのさらなる厳格化にも取り組み、「食の安全性」を追求していくことが使命であると認識しております。

#### ④システムの向上

当社グループの主事業である菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業においては、コッタにて、インターネットを介して販売する形態が主流であります。社内の基幹システムにおいては、仕入、在庫、顧客情報、注文、決済、出荷、製造等に関する情報が一元管理され、自動処理されております。

したがって、今後の情報データの膨大化や複雑化、IT技術の高度化に対応するため、また、セキュリティや安定性等を一層向上させるために、システムの性能および機能を向上させることが、重要な課題であると認識しております。さらに、バックアップや非常事態時のリカバリー体制の構築への取り組みも、重要な課題であると認識しております。

#### ⑤内部管理体制の強化

当社グループの内部管理組織は、事業規模に応じて小規模となっておりますが、今後は事業の多様化や人員拡大を図ってまいります。

したがって、優秀な人材の獲得、教育の強化、業務の効率化等に取り組むことが、重要な課題であると認識しております。また、業務の効率化については、社内規則やマニュアルを整備していくことも、重要な課題であると認識しております。

### (5) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

当社グループは、菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業を主要な事業としております。

(6) 主要な営業所および工場（平成27年9月30日現在）

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 当 社        | 本社：大分県津久見市、商品センター：大分県津久見市 |
| 株式会社プティパ   | 本社：大分県津久見市、工場：宮崎県宮崎市      |
| 株式会社つく実や   | 本社：大分県津久見市、工場：大分県津久見市     |
| 株式会社TUKURU | 本社：東京都渋谷区                 |
| 周陽商事株式会社   | 本社：山口県下松市                 |

(7) 使用人の状況（平成27年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況 65（103）名（前期比8名増（14名増））

- （注） 1. 当社グループは、菓子・弁当関連の包装資材および食材等の販売事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別では記載していません。
2. 使用人数は就業員数（非常勤者および退職者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーおよびアルバイト等）は、外数で記載しております。
3. 従業員の増加は、主として連結子会社の増加によるものです。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 29（65）名 | 3名減（9名増）  | 37.2歳   | 7.2年   |

（注）使用人数は就業人員（非常勤者および当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーおよびアルバイト等）は、外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年9月30日現在）

| 借 入 先        | 借 入 額     |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 703,548千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 247,518千円 |
| 株式会社大分銀行     | 119,400千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 70,000千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年9月30日現在）

① 発行可能株式総数 7,200,000株

② 発行済株式の総数 3,661,171株

③ 単元株式数 100株

④ 株主数 2,005名

### ⑤ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                  | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------|------------|---------|
| 佐 藤 成 一                | 1,029,900株 | 28.1%   |
| 株 式 会 社 シ モ ジ マ        | 169,800株   | 4.6%    |
| 児 玉 佳 子                | 129,800株   | 3.5%    |
| 株 式 会 社 大 分 銀 行        | 106,000株   | 2.8%    |
| あすかD B J 投資事業有限責任組合    | 100,000株   | 2.7%    |
| 藤 木 洋 明                | 80,900株    | 2.2%    |
| 千 藤 晃 弘                | 70,400株    | 1.9%    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口) | 58,200株    | 1.5%    |
| 鳥 越 繁 一                | 54,000株    | 1.4%    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社        | 53,300株    | 1.4%    |

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の所有株式(58,200株)は、「株式給付信託(BBT)」および「株式給付信託(J-E SOP)」制度に係る当社株式であります。なお、当該株式は連結計算書類および計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成27年 9月30日現在)

#### イ. 平成18年 1月 6日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数  
20,000個（新株予約権 1個につき 1株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数  
20,000株
- ・ 新株予約権の払込金額  
無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 977円（1株当たり 977円）
- ・ 新株予約権を行使することができる期間  
平成19年12月18日から平成27年12月17日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件  
権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約によるところによります。

#### ロ. 平成23年 1月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数  
10,000個（新株予約権 1個につき 1株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数  
10,000株
- ・ 新株予約権の払込金額  
無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 131円（1株当たり 131円）
- ・ 新株予約権を行使することができる期間  
平成25年 1月29日から平成33年 1月28日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件  
権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約によるところによります。

ハ、平成26年1月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
150個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
15,000株
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 65,700円（1株当たり 657円）
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成28年1月25日から平成35年12月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約によるところによります。

・当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 26,150個 | 41,000株   | 5名   |
| 監査役               | 4,000個  | 4,000株    | 1名   |

- (注) 1. 当社は、平成25年4月1日付で1株につき200株の株式分割を行っております。そのため、上記のイ、およびロ、について、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 上記「当社役員の保有状況」のうち、取締役1名に付与している新株予約権（新株予約権の数2,000個 目的である株式の数2,000株）は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年9月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況      |
|---------------|---------|--------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 佐 藤 成 一 | 周陽商事株式会社 代表取締役社長   |
| 取 締 役         | 児 玉 佳 子 | 株式会社つく実や 代表取締役社長   |
| 取 締 役         | 江 藤 衆 児 | 周陽商事株式会社 常務取締役     |
| 取 締 役         | 後 藤 眞二郎 | 総務部長               |
| 取 締 役         | 吉 田 史 大 | 株式会社プティパ 代表取締役社長   |
| 取 締 役         | 野 村 弘   | 経理部長               |
| 常 勤 監 査 役     | 越 智 健 二 | 株式会社つく実や 監査役       |
| 監 査 役         | 是 永 克 則 | 是永会計事務所 所長         |
| 監 査 役         | 石 井 潤 吉 | 株式会社 J A C S 代表取締役 |

- (注) 1. 常勤監査役越智健二氏、監査役是永克則氏および監査役石井潤吉氏は、社外監査役であります。
2. 監査役是永克則氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役石井潤吉氏は、金融関係に係るビジネス経験および投資会社における経験を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、是永克則氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の異動は、次のとおりです。
- ① 代表取締役社長佐藤成一氏は、平成27年1月5日付けで周陽商事株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
- ② 取締役江藤衆児氏は、平成27年6月1日付けで周陽商事株式会社常務取締役に就任いたしました。
- ③ 監査役越智健二氏は、平成27年9月28日付けで株式会社プティパが業務効率化を目的として監査役を廃止したことから、同日付けで同社の監査役を退任いたしました。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員      | 支 給 額                 |
|--------------------|--------------|-----------------------|
| 取 締 役              | 6 名          | 36,982千円              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3 名<br>(3 名) | 4,680千円<br>(4,680千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9 名<br>(3 名) | 41,662千円<br>(4,680千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成24年12月22日開催の第14期定時株主総会決議において年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成24年12月22日開催の第14期定時株主総会決議において年額60,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・ストック・オプションによる報酬額1,702千円（取締役5名に対し1,702千円）。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・常勤監査役越智健二氏は、株式会社つく実やの監査役であります。なお、株式会社つく実やは当社の子会社であり、商品売買取引、資金貸借取引および債務保証取引等があります。また、株式会社プティパの監査役でありましたが、平成27年9月28日付で株式会社プティパが業務効率化を目的として監査役を廃止したことから、同日付けで同社の監査役を退任いたしました。なお、株式会社プティパは当社の子会社であり、商品売買取引、資金貸借取引および債務保証取引等があります。
- ・監査役是永克則氏は、是永会計事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石井潤吉氏は、株式会社JACSの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況および発言状況                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 越智健二 | 当事業年度に開催された取締役会15回および監査役会13回全てに出席いたしました。他社において長年生産管理業務等に携わった経験と知見から、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 是永克則 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。      |
| 監査役 石井潤吉 | 当事業年度に開催された取締役会15回および監査役会13回全てに出席いたしました。長年にわたる金融機関および投資会社における経験から、適宜発言を行っております。   |

## ハ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことで第三者の目で業務執行状況の監督が強化されるものと認識しておりますが、適任者を確保することが出来ずに現在に至っております。一方監査役会は独立役員を含み、すべて社外監査役で構成されております。常勤監査役は会計監査人、内部監査人と意見交換を図り連携を行っております。監査役の一人は税理士資格を有し会計に精通しております。もう一人の監査役は長く金融機関に務め、投資子会社に出向するなど企業経営に関して精通しております。

現在の社外監査役の構成を活かし、さらに業務施行状況の監督の強化を図るため、当社は平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された監査等委員会設置会社制度の導入を図ることといたしました。

監査等委員会設置会社制度は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能を高めるものであり、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                      | 報酬等の額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 13,200千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,200千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

#### ⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額をもって、会計監査人の損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備しております。

##### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、関係法令およびその精神を遵守するとともに社会的良識を持って行動するために「コンプライアンスガイドライン」を設け、取締役および使用人は、このガイドラインの実現が自らの役割であることを認識し、行動する。

また、内部監査部門は、社内の業務活動、諸制度および内部統制システムの整備運用状況を監査し、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部者通報制度を構築し、運用する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」等に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。取締役および監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役および使用人は、業務上のリスクを網羅的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストによって最良の結果が得られるように、「リスク管理規程」を制定し、リスクの回避、軽減およびその移転その他必要な措置を講じることとする。また、投資家や株主に開示すべきリスク事項については、有価証券報告書等において、取締役会での慎重な検討を経たうえで、適切な開示を図る。

重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことで、損害の拡大を防止する体制を整えることとする。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月開催の取締役会に加え、変化する経営環境に対応すべく随時に取締役会を開催し、適時適切な意思決定および各取締役の職務執行の状況報告が行える体制を構築し、運用を行う。

また、各取締役の管掌組織の業務組織については、毎週開催の経営会議において、状況報告が行える体制を構築し、運用を行う。

なお、取締役会および経営会議においては、監査役も参加し、適宜、効率性、健全性等の観点から、意見具申できる体制とし、さらに、監査役会において、取締役の職務執行状況の再確認および適法性の検討を行う。

**⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

「関係会社管理規程」に基づき、適切かつ効率的な経営・事業管理を行うとともに、当社グループ全体で内部統制の強化に取り組む。

「関係会社管理規程」において、承認事項、報告事項を定め、適時所管責任者に報告もしくは書類を提出する。所管責任者は取締役会、監査役会等へ報告する。

子会社に対して、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的な職務執行体制等について、規程等の整備の助言・指導を行うほか、教育・研修を行う。

内部監査部門は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、監査役会と連携して内部統制システムの整備運用状況を監査し、必要に応じて改善を求める。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役会にて協議により人選された者を置くものとする。この場合、当該使用人に対する指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。当該使用人に対する人事評価および人事異動等については監査役会の事前の同意を得る。

当該使用人は、当社の監査役の指示に従い、当社の監査役の監査に必要な調査の権限を持って監査業務を行う。

**⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、独立性堅持のもと監督機能を十分に発揮できるよう、取締役会その他重要な意思決定・報告会議に出席し、当社および子会社の取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとする。

また、監査役は、内部監査部門や会計監査人および監査法人から、業務や会計に関する監査の状況について、説明・報告を受けるとともに、意見交換を行うことで、連携を図る。

⑧ 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して前項の報告をしたことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないときと明らかな場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会とは別に、毎週開催される経営会議に参加し、その報告および協議の内容について、適宜、直接把握できるようにする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社は、市民生活の秩序に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、毅然とした態度で臨むことを行動規範で定める。

また、体制としては、総務部が統括部署となり、「反社会的勢力対処規程」および「反社会的勢力対処マニュアル」の制定、所轄の警察署等の外部機関との連携等により、反社会的勢力排除の取組みを強化する。

(6) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

内部統制システムについては、継続的に運用の改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。通販業界においては個人情報の保護が厳格に求められることから「プライバシーマーク」の研修、上場会社としてのコンプライアンス意識の向上を図るため「インサイダー取引防止」の研修などを継続して実施しております。

また、常勤監査役も出席して毎週実施している経営会議において、最新のコンプライアンスに関する情報の共有を図るとともに、リスクに関する検討を行っております。新規の取引を開始する際は、反社会的勢力ではないことの調査を実施しております。内部監査は子会社を含む各部門に対して実施するとともに、改善事項を指摘し法令順守、定款および社内規程等の適合が図られるよう改善に努めております。内部通報制度を整備し、通報窓口について周知を図り運用を行っております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 9 月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)     |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産       | 2,239,950 | 流 動 負 債       | 855,917   |
| 現 金 及 び 預 金   | 1,205,402 | 支払手形及び買掛金     | 371,819   |
| 受取手形及び売掛金     | 177,064   | 短 期 借 入 金     | 70,000    |
| た な 卸 資 産     | 713,958   | 1年内返済予定の長期借入金 | 153,434   |
| そ の 他         | 150,253   | リ ー ス 債 務     | 24,572    |
| 貸 倒 引 当 金     | △6,727    | 未 払 法 人 税 等   | 58,614    |
| 固 定 資 産       | 1,631,357 | 賞 与 引 当 金     | 24,091    |
| 有 形 固 定 資 産   | 1,469,650 | ポ イ ン ト 引 当 金 | 13,461    |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 906,489   | そ の 他         | 139,925   |
| 機械装置及び運搬具     | 76,984    | 固 定 負 債       | 1,153,193 |
| 土 地           | 392,852   | 社 債           | 100,000   |
| リ ー ス 資 産     | 61,882    | 長 期 借 入 金     | 917,032   |
| そ の 他         | 31,441    | リ ー ス 債 務     | 48,775    |
| 無 形 固 定 資 産   | 104,579   | 繰 延 税 金 負 債   | 84,629    |
| の れ ん         | 23,427    | 株 式 給 付 引 当 金 | 1,201     |
| そ の 他         | 81,151    | そ の 他         | 1,555     |
| 投資その他の資産      | 57,127    | 負 債 合 計       | 2,009,110 |
| 資 産 合 計       | 3,871,308 | (純 資 産 の 部)   |           |
|               |           | 株 主 資 本       | 1,849,863 |
|               |           | 資 本 金         | 640,597   |
|               |           | 資 本 剰 余 金     | 613,765   |
|               |           | 利 益 剰 余 金     | 624,520   |
|               |           | 自 己 株 式       | △29,020   |
|               |           | 新 株 予 約 権     | 12,334    |
|               |           | 純 資 産 合 計     | 1,862,197 |
|               |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,871,308 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年10月 1 日から)  
(平成27年 9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金       | 額         |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                       |         | 4,488,856 |
| 売 上 原 価                     |         | 2,969,881 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 1,518,974 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,377,997 |
| 営 業 利 益                     |         | 140,977   |
| 営 業 外 収 益                   |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 280     |           |
| 補 助 金 収 入                   | 4,800   |           |
| カ タ ロ グ 協 賛 金               | 39,884  |           |
| 電 力 販 売 収 益                 | 6,174   |           |
| そ の 他                       | 4,302   | 55,442    |
| 営 業 外 費 用                   |         |           |
| 支 払 利 息                     | 11,174  |           |
| 電 力 販 売 費 用                 | 6,426   |           |
| そ の 他                       | 982     | 18,582    |
| 経 常 利 益                     |         | 177,837   |
| 特 別 利 益                     |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益             | 150     |           |
| 収 用 補 償 金                   | 349,617 | 349,768   |
| 特 別 損 失                     |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 20,845  |           |
| 固 定 資 産 売 却 損               | 815     |           |
| 減 損 損 失                     | 109,871 | 131,531   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 396,073   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 77,703  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 80,590  | 158,294   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 237,779   |
| 当 期 純 利 益                   |         | 237,779   |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から)  
(平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |         |         |           |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高               | 640,597 | 613,765 | 405,047 | △20,666 | 1,638,744 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |         |         |           |
| 自己株式の取得                 |         |         |         | △8,354  | △8,354    |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |         | △18,305 |         | △18,305   |
| 当 期 純 利 益               |         |         | 237,779 |         | 237,779   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |         |         |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －       | 219,473 | △8,354  | 211,118   |
| 当 期 末 残 高               | 640,597 | 613,765 | 624,520 | △29,020 | 1,849,863 |

|                         | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|--------|-----------|
| 当 期 首 残 高               | 6,810  | 1,645,554 |
| 当 期 変 動 額               |        |           |
| 自己株式の取得                 |        | △8,354    |
| 剰 余 金 の 配 当             |        | △18,305   |
| 当 期 純 利 益               |        | 237,779   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 5,524  | 5,524     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 5,524  | 216,643   |
| 当 期 末 残 高               | 12,334 | 1,862,197 |

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産     | 1,622,265 | 流 動 負 債         | 525,066   |
| 現 金 及 び 預 金 | 969,398   | 買 掛 金           | 213,433   |
| 売 掛 金       | 73,510    | 1年内返済予定の長期借入金   | 123,000   |
| 商 品         | 434,428   | リ ー ス 債 務       | 8,487     |
| 貯 蔵 品       | 300       | 未 払 金           | 87,184    |
| 未 収 入 金     | 122,371   | 未 払 法 人 税 等     | 41,268    |
| そ の 他       | 24,736    | 賞 与 引 当 金       | 18,200    |
| 貸 倒 引 当 金   | △2,480    | ポ イ ン ト 引 当 金   | 13,461    |
| 固 定 資 産     | 1,559,071 | 債務保証損失引当金       | 7,013     |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,008,979 | 関係会社事業損失引当金     | 3,228     |
| 建 物         | 611,998   | そ の 他           | 9,788     |
| 構 築 物       | 17,941    | 固 定 負 債         | 923,515   |
| 機 械 及 び 装 置 | 44,766    | 社 債             | 100,000   |
| 工具器具及び備品    | 13,876    | 長 期 借 入 金       | 692,459   |
| リ ー ス 資 産   | 16,376    | リ ー ス 債 務       | 9,530     |
| 土 地         | 287,820   | 繰 延 税 金 負 債     | 84,629    |
| そ の 他       | 16,200    | 株 式 給 付 引 当 金   | 833       |
| 無 形 固 定 資 産 | 76,221    | 債務保証損失引当金       | 18,566    |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 75,977    | 関係会社事業損失引当金     | 17,496    |
| 電 話 加 入 権   | 244       | 負 債 合 計         | 1,448,581 |
| 投資その他の資産    | 473,869   | (純 資 産 の 部)     |           |
| 関係会社長期貸付金   | 35,705    | 株 主 資 本         | 1,720,419 |
| 関 係 会 社 株 式 | 429,591   | 資 本 金           | 640,597   |
| 保 険 積 立 金   | 34,464    | 資 本 剰 余 金       | 613,765   |
| そ の 他       | 36,660    | 資 本 準 備 金       | 599,956   |
| 貸 倒 引 当 金   | △62,552   | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 13,808    |
| 資 産 合 計     | 3,181,336 | 利 益 剰 余 金       | 495,077   |
|             |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 495,077   |
|             |           | 特 別 償 却 準 備 金   | 213,732   |
|             |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 281,344   |
|             |           | 自 己 株 式         | △29,020   |
|             |           | 新 株 予 約 権       | 12,334    |
|             |           | 純 資 産 合 計       | 1,732,754 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 3,181,336 |

# 損 益 計 算 書

(平成26年10月1日から  
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     |           |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                       |         | 3,422,646 |
| 売 上 原 価                     |         | 2,218,762 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 1,203,884 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,142,361 |
| 営 業 利 益                     |         | 61,523    |
| 営 業 外 収 益                   |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 508     |           |
| カ タ ロ グ 協 賛 金               | 39,793  |           |
| 電 力 販 売 収 益                 | 6,174   |           |
| 雑 収 入                       | 3,791   | 50,268    |
| 営 業 外 費 用                   |         |           |
| 支 払 利 息                     | 5,156   |           |
| 社 債 利 息                     | 1,120   |           |
| 電 力 販 売 費 用                 | 6,426   |           |
| 雑 損 失                       | 966     | 13,670    |
| 経 常 利 益                     |         | 98,121    |
| 特 別 利 益                     |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益             | 150     |           |
| 収 用 補 償 金                   | 349,617 | 349,768   |
| 特 別 損 失                     |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 20,845  |           |
| 固 定 資 産 売 却 損               | 695     |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           | 71,364  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 62,552  |           |
| 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 25,580  |           |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 20,724  | 201,762   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             |         | 246,127   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 48,694  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 85,568  | 134,263   |
| 当 期 純 利 益                   |         | 111,863   |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から)  
(平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |          |         |                     |          |         |
|-------------------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|----------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金               |          |         |
|                         |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>特別償却準備金 | 繰越利益剰余金  | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高                   | 640,597 | 599,956 | 13,808   | 613,765 | 30,298              | 371,220  | 401,519 |
| 当期変動額                   |         |         |          |         |                     |          |         |
| 自己株式の取得                 |         |         |          |         |                     |          |         |
| 特別償却準備金の積立              |         |         |          |         | 187,246             | △187,246 | －       |
| 特別償却準備金の取崩              |         |         |          |         | △5,049              | 5,049    | －       |
| 税率変更による<br>積立金の調整額      |         |         |          |         | 1,237               | △1,237   | －       |
| 剰余金の配当                  |         |         |          |         |                     | △18,305  | △18,305 |
| 当期純利益                   |         |         |          |         |                     | 111,863  | 111,863 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |         |          |         |                     |          |         |
| 当期変動額合計                 | －       | －       | －        | －       | 183,433             | △89,875  | 93,558  |
| 当期末残高                   | 640,597 | 599,956 | 13,808   | 613,765 | 213,732             | 281,344  | 495,077 |

|                         | 株主資本    |           | 新株予約権  | 純資産計      |
|-------------------------|---------|-----------|--------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計    |        |           |
| 当期首残高                   | △20,666 | 1,635,215 | 6,810  | 1,642,026 |
| 当期変動額                   |         |           |        |           |
| 自己株式の取得                 | △8,354  | △8,354    |        | △8,354    |
| 特別償却準備金の積立              |         | －         |        | －         |
| 特別償却準備金の取崩              |         | －         |        | －         |
| 税率変更による<br>積立金の調整額      |         | －         |        | －         |
| 剰余金の配当                  |         | △18,305   |        | △18,305   |
| 当期純利益                   |         | 111,863   |        | 111,863   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           | 5,524  | 5,524     |
| 当期変動額合計                 | △8,354  | 85,203    | 5,524  | 90,728    |
| 当期末残高                   | △29,020 | 1,720,419 | 12,334 | 1,732,754 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

株式会社タイセイ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

吉川 秀嗣 ㊞

公認会計士

大神 匡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タイセイの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タイセイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

株式会社タイセイ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

吉川 秀嗣 ㊞

公認会計士

大神 匡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タイセイの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月13日

|               |         |         |
|---------------|---------|---------|
| 株 式 会 社       | タ イ セ イ | 監 査 役 会 |
| 常 勤 社 外 監 査 役 | 越 智 健 二 | ㊟       |
| 社 外 監 査 役     | 是 永 克 則 | ㊟       |
| 社 外 監 査 役     | 石 井 潤 吉 | ㊟       |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当につきましては、事業成長に必要かつ十分な内部留保を維持拡大する政策を優先しつつも、当社の経営成績、財政状態および事業計画の達成度等を総合的に判断したうえで、安定的な配当を継続する方針であります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金5円  
総額 18,305,855円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年12月21日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高いコーポレート・ガバナンスを確立させるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することとし、当該移行に必要な定款の一部を変更するものであります。

- (2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことを受けて、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することが可能となったことにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第9条（自己の株式の取得）、第46条（期末配当金）および第47条（中間配当金）を削除するものであります。
- (4) その他、一部字句の修正、条文の明確化および上記の変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                          |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総 則                        | 第1章 総 則                        |
| 第1条～第3条 （条文省略）                 | 第1条～第3条 （現行どおり）                |
| （機 関）                          | （機 関）                          |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会                       | (1) 取締役会                       |
| (2) <u>監査役</u>                 | (2) <u>監査等委員会</u>              |
| (3) <u>監査役会</u>                | (削除)                           |
| (4) 会計監査人                      | (3) <u>会計監査人</u>               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>(招 集)</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、6名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> | <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>(招 集)</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、6名以内とする。</p> <p>② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> | <p>(任期)<br/>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>(削除)</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について、<u>取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、取締役 (取締役であつたものを含む。) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする契約を締結することができる。</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬</u>、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>それぞれ区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、取締役 (取締役であつた者を含む。) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当会社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする契約を締結することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                               | 変 更 案 |
|-----------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>第5章 監査役および監査役会</b>                                                 | (削除)  |
| <u>(員数)</u>                                                           | (削除)  |
| 第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。                                                |       |
| <u>(選任方法)</u>                                                         | (削除)  |
| 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。                                            |       |
| ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。    |       |
| <u>(補欠監査役の予選の効力)</u>                                                  | (削除)  |
| 第33条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。       |       |
| <u>(任期)</u>                                                           | (削除)  |
| 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。            |       |
| ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。             |       |
| <u>(常勤監査役)</u>                                                        | (削除)  |
| 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。                                        |       |
| <u>(監査役会の招集通知)</u>                                                    | (削除)  |
| 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                         | <b>第5章 監査等委員会</b>                                                                                                                                                                  |
| (新設)                                                                                                         | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| (新設)                                                                                                         | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                    |
| <b>第6章 会計監査人</b>                                                                                             | <b>第6章 会計監査人</b>                                                                                                                                                                   |
| 第 <u>42</u> 条～第 <u>43</u> 条 (条文省略)                                                                           | 第 <u>33</u> 条～第 <u>34</u> 条 (現行どおり)                                                                                                                                                |
| (新設)                                                                                                         | <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>                                                                                                     |
| 第 <u>44</u> 条 (条文省略)                                                                                         | 第 <u>36</u> 条 (現行どおり)                                                                                                                                                              |
| <b>第7章 計 算</b>                                                                                               | <b>第7章 計 算</b>                                                                                                                                                                     |
| 第 <u>45</u> 条 (条文省略)                                                                                         | 第 <u>37</u> 条 (現行どおり)                                                                                                                                                              |
| <u>(期末配当金)</u>                                                                                               | (削除)                                                                                                                                                                               |
| 第 <u>46</u> 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「 <u>期末配当金</u> 」という。）を支払う。 |                                                                                                                                                                                    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(中間配当金)</p> <p><u>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を支払うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第48条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>② 未払いの配当金には、利息をつけない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <u>附則</u><br><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>                                                                                              |
| (新設)    | <u>第1条 当社は、第17期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

さらに、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行することとなります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本原案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏（生 年 月 日）                   | 略歴、当社における地位および担当<br>（重 要 な 兼 職 の 状 況）                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | き とう せい いち<br>佐 藤 成 一<br>(昭和33年1月15日)   | 昭和55年4月 株式会社三星入社<br>昭和58年4月 鳥繁産業所入社<br>平成4年6月 同社取締役<br>平成10年12月 当社設立<br>当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>周陽商事株式会社代表取締役社長                                                       | 1,029,900株     |
| 2         | こ だま よし こ<br>児 玉 佳 子<br>(昭和35年4月4日)     | 昭和54年4月 株式会社寿屋入社<br>平成5年6月 中谷電子製作所株式会社入社<br>平成6年5月 株式会社鳥繁産業入社<br>平成10年12月 当社入社<br>平成13年12月 当社常務取締役<br>平成16年4月 当社専務取締役<br>平成24年12月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社つく実や代表取締役社長 | 129,800株       |
| 3         | え とう しゅう じ<br>江 藤 衆 児<br>(昭和30年10月30日)  | 昭和53年4月 株式会社赤川英入社<br>昭和58年9月 有限会社ファンファクトリー入社<br>昭和62年1月 津久見商工会議所入所<br>平成16年3月 当社入社<br>当社常務取締役<br>財務・経理・総務担当<br>平成24年12月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>周陽商事株式会社常務取締役             | 24,000株        |
| 4         | ご とう しん じろう<br>後 藤 眞 二 郎<br>(昭和38年9月5日) | 昭和63年4月 株式会社エドウィン入社<br>平成13年9月 株式会社庄司酒店入社<br>平成14年9月 有限会社ビデオアクティブつくみ入社<br>平成15年9月 当社入社<br>平成17年12月 当社取締役データ管理担当<br>平成24年5月 当社取締役総務部長（現任）                                     | 6,371株         |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                 | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5          | よし だ ふみ ひろ<br>吉 田 史 大<br>(昭和45年12月22日) | 平成元年3月 大分交通株式会社入社<br>平成6年11月 南九州スリーボンド株式会社入社<br>平成11年8月 株式会社庄司酒店入社<br>平成17年6月 当社入社<br>平成21年12月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ブティパ代表取締役社長                 | 一株             |
| 6          | の むら ひろし<br>野 村 弘<br>(昭和44年6月18日)      | 平成5年4月 株式会社佐藤組入社<br>平成17年11月 公認会計士秦野晃郎事務所入<br>所<br>平成19年2月 株式会社ジョイフル入社<br>平成20年9月 当社入社<br>平成22年6月 株式会社ブティパ監査役<br>平成24年1月 当社経理部長<br>平成24年12月 当社取締役経理部長（現任） | 一株             |

(注) 候補者児玉佳子氏は株式会社つく実やの代表取締役社長であり、当社は同社との間に商品  
売買取引、資金貸付取引および債務保証取引等があります。その他の候補者と当社との間  
には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、監査役全員（3名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏（生 年 月 日）                      | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>（ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ひ な こ ま さ つぐ<br>日 名 子 正 嗣<br>(昭和20年1月3日)   | 昭和38年3月 小野田セメント株式会社（現 太平洋セメント株式会社）入社<br>平成5年3月 同社津久見工場業務部総務課長<br>平成11年4月 日豊オノダ株式会社取締役事業部長兼製造部長<br>平成17年4月 白杵市ふるさとハローワーク嘱託職員<br>平成20年5月 岩崎礦業株式会社常務取締役<br>平成26年8月 当社相談役（現任）                        | 600株       |
| 2     | これ な が か つ のり<br>是 永 克 則<br>(昭和23年1月1日)    | 昭和42年4月 白杵税務署<br>平成元年7月 宮崎税務署<br>平成元年8月 是永会計事務所開業（現任）<br>平成16年3月 当社監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>是永会計事務所所長                                                                                            | 12,000株    |
| 3     | い し い じ め ん き ち<br>石 井 潤 吉<br>(昭和30年9月30日) | 昭和53年4月 株式会社大分銀行入行<br>平成11年8月 大分ベンチャーキャピタル株式会社副部長<br>平成16年8月 株式会社大分銀行企業サポート部推進役<br>平成22年6月 大分ベンチャーキャピタル株式会社本部長<br>平成24年12月 当社監査役（現任）<br>平成25年1月 株式会社JACS代表取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社JACS代表取締役 | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 日名子正嗣氏、是永克則氏および石井潤吉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、是永克則氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
- 日名子正嗣氏は、大手メーカーにおける総務および製造等の経験を有しており、独立的かつ客観的な立場から、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
- 是永克則氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 石井潤吉氏は、同氏がこれまで培ってきた金融関係に係るビジネス経験および投資会社における経験により、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
5. 是永克則氏および石井潤吉氏は、現在当社の社外監査役であり、その監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ11年9ヶ月、3年であります。
6. 日名子正嗣氏、是永克則氏および石井潤吉氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
7. 日名子正嗣氏、是永克則氏および石井潤吉氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
8. 日名子正嗣氏、是永克則氏および石井潤吉氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員となったことはありません。

#### 第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出については監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| ふ<br>氏<br>(生 年 月 日)     | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)              | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------|----------------|
| はし<br>橋<br>(昭和50年3月11日) | 平成9年5月 株式会社酒商入社<br>平成18年1月 当社入社<br>平成22年10月 当社仕入部長（現任） | 2,000株         |

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「ストック・オプション」および「業績連動型株式報酬」により構成されています。そのうち、「基本報酬」につきましては、平成24年12月22日開催の定時株主総会において、年額1億2千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行することとなります。そこで、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を決定させていただきたくお願いするものであります。

具体的には、「基本報酬」につきまして、年額1億2千万円以内とすること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定を取締役会の決議によるものとし、当該金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役0名）となります。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、平成26年12月20日開催の第16期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行することとなります。そこで、現在の取締役に對する業績連動型株式報酬制度を廃止し、監査等委員である取締役以外の取締役に對する業績連動型株式報酬等の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠の内容は平成26年12月20日開催の第16期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

具体的には、第6号議案でご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額ならびに本総会以前に開催された株主総会においてご承認いただきましたストック・オプションとは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

対象となる取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役0名）となります。

### 2. 本制度における報酬等の額および参考情報

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員（その上限は下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 当社が拠出する金員の上限（報酬等の額）

当社は、平成27年9月末日で終了する事業年度から平成30年9月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間、および当該4事業年度の経過後に開始する4事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く。）への交付を行うための株式の取得資金として、20百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役（監査等委員である取締役を除く。）を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに、20百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与されたポイント数（ポイントについては、下記(4)参照）に相当する当社株式で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式の給付が未了であるものを除く。）および金員（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、20百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって、残存株式等の金額とします。）を控除した金額とします。

(3) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(2)により拠出された金員を原資として、取引所市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間につきましては、第16期定時株主総会の決議に基づき当社が拠出した金銭により設定した本信託が、既に取り所市場を通じて当社株式を取得しておりますので、追加の取得は予定しておりません。

- (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に給付される当社株式数の算定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与されるポイントは、下記(5)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）のポイント数は、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを累積した数（以下、「確定ポイント数」という。）で確定します。ただし、当社が拠出する金員が、上記(2)の上限に達している場合（すなわち、当社による追加拠出ができない場合）において、ある取締役（監査等委員である取締役を除く。）の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社役員株式給付規程の定めに従い、当該取締役の確定ポイント数を当該超過する数まで減じることとします。

- (5) 株式給付時期

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が退任し、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該取締役は、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものとします。

- (6) 本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

## 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行することとなります。そこで、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を決定させていただきたくお願いするものであります。

具体的には、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額6千万円以内とすること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額および支給の時期等の決定を監査等委員である取締役の協議によるものとしたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

以上

メ 毛

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場：大分県津久見市大字津久見浦3825番地－100

津久見市民会館 2階 会議室

TEL 0972-82-5265

昨年と同じ会館ですが、部屋が異なりますので、  
お間違いのないようお願い申し上げます。



交通 JR日豊本線 津久見駅より 徒歩 約11分  
東九州自動車道 津久見ICより 車 約9分

※ なお、駐車場は駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用のうえ、ご来場くださいますようお願いいたします。